

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第77条第4項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加
原権者(委任先) : 警察署長(高速道路交通警察隊長)
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長)は、当該行為が以下の条件のいずれかに該当する場合、道路交通法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。 1 道路使用許可の審査基準(以下「審査基準」という。)1に基づいて当該行為を許可した後、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が審査基準1に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。 2 審査基準2に基づいて当該行為を許可した後、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が許可の際に付されていた条件のみでは審査基準1に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。 3 審査基準3に基づいて当該行為を許可した後、道路の交通や状況等の変化により、審査基準3に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。
問 合 せ 先 : 許可を受けた警察署の交通課(高速道路交通警察隊交通規制課)
備 考 :